

「輸出貨物還付(免)税に関する 若干問題の通知」

2006年7月12日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等ができる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、以下のURLよりご参照いただけます。
<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200607191216157687>

ジェトロ上海センター訳
2006年7月31日版

国家税務総局による輸出貨物還付(免)税に関する若干問題の通知

国税発[2006]102号

2006年7月12日国家税務総局

各省、自治区、直轄市及び計画単列市国家税務局：

一部の地区において、輸出還付(免)税を行う際に反映された若干問題に対し、研究を行った上、ここに関連する問題を以下のとおりに通知する：

- 一、 別途規定があるものを除き、輸出企業が輸出する下記の貨物は、国内販売貨物と見なし、国内販売貨物と同様に販売相殺税額（中国語原文：銷項税額）を計上し、或いは増增值税を徴収する。
- (一) 国家の明確な規定により、増增值税が還付（免除）されない貨物；
 - (二) 輸出企業が規定した期限内に税金還付（免除）を申告していない貨物；
 - (三) 輸出企業が税金還付（免除）を申告したが、規定した期限内に関連する憑証書類を補完し税務機関に提出することができなかった貨物；
 - (四) 輸出企業が規定した期限内に「代理輸出貨物証明書」の発行を申告していない貨物；
 - (五) 四種類の自分で生産する製品と見なす貨物を除き、生産企業が輸出したその他の外部購入した貨物。

一般納稅人が一般貿易方式に基づき上述の貨物を輸出する時の納稅額計算公式は：

$$\text{納稅額} = \text{輸出貨物 FOB 価格} \times \text{外貨人民元為替レート} \div (1 + \text{法定增值税税率}) \times \text{法定增值税税率}$$

一般納稅人が進料加工で再輸出する貿易方式に基づき上述の貨物を輸出する時、及び小規模納稅人が上述の貨物を輸出する時の納稅額計算公式は：

$$\text{納稅額} = (\text{輸出貨物 FOB 価格} \times \text{外貨人民元為替レート}) \div (1 + \text{徴収率}) \times \text{徴収率}$$

上述の納稅額を計算すべき輸出貨物に対し、生産企業が既に規定に基づき、増增值税の免税と扣除を計上したものは免税と控除をしてはならない。すでにコスト科目に計上したものは、コスト科目から輸入税額科目に転記できる；対外貿易企業が既に規定に基づき、徴税率と還付税率の差を計上し、且つコスト科目に転記した場合、徴税率と還付税率の差及び未収輸出還付税の全額を輸入税額科目に計上できる。

輸出企業が輸出した上述の貨物が課税消費品である場合、別途規定があるものを除き、輸出企業が生産企業である場合、現行の関連する税収政策の規定に基づき、消費

税を計算し、納税しなければならない；輸出企業が対外貿易企業であるときは、消費税は還付されない。

二、 輸出企業が本通知の第一条の規定に基づき、増增值税や消費税を計算し納税した輸出貨物に対しては、税金の還付を行わない。既に免税と控除の還付税を計算した場合、生産企業は納税を申告する当月に免税と控除した還付税額を減額し調整しなければならない；既に輸出税還付を行ったものは、対外貿易企業は納税を申告する当月に税務機関に還付された税金額を補充して納税しなければならない。

三、 還付税審査・査定期は12ヶ月とし、新たに輸出業務を発生した企業及び小型輸出企業が審査・査定期間に内に輸出した貨物は、月ごとに統一して免除、控除、還付税額を計算する方法に基づき、免除、控除及び還付すべき税額をそれぞれに分けて計算しなければならない。税務機関は、審査を経て間違いないと確認された免除、控除税額に対し、現行の規定に基づき調整交賦（中国語原文：調庫）の手続きを行うことができる；審査を経て間違いないと確認された還付すべき税額に対し、暫時還付（中国語原文：退庫）の手続きを行わない。小型輸出企業の各月に累積した還付すべき税金に対し、翌年の一月に一括して税金還付を行う。新たに輸出業務を発生した企業の還付すべき税金に対し、還付税審査・査定期間の期限が満ちた後の当月に、審査を経て間違いないと確認された上述の各月の還付すべき税額を一括して企業に還付する。もとの、審査・査定期間に内に免除、控除のみを行ない、還付を行わない、という税収処理方法の執行は停止する。

四、 別途規定がある状況を除き、輸出企業は他の企業を代理して輸出を行った後、貨物の輸出通関申告の日から60日以内に、輸出貨物通関状（輸出還付税専用）と代理輸出協議書をもって、主管の税務機関に「代理輸出貨物証明書」を発行し、且つすみやかに輸出を委託した企業に転送しなければならない。資料が完備していないなどの特別な原因により、代理輸出企業が60日以内に代理輸出証明書の発行を申請できない場合、代理輸出企業は60日以内に書面で合理的な理由を提出しなければならない。地方の市級及びその上級税務機関により批准された後、代理輸出証明書の発行を申請する期限を30日間延長することができる。

代理輸出証明書の発行が遅れたことにより、輸出を委託した企業が規定した申告期限内に正常に輸出還付税を申告することができなかつたため、延期申告を提出する場合、輸出委託企業と主管の税務機関の還付税部門は、「国家税務総局による輸出企業が規定した期限内に輸出貨物還付（免）税未申告に関する問題の通知」（国税发[2005]68号）第4条に基づき手続きを行わなければならない。

代理輸出企業は、貨物の通関の日（輸出貨物通關状＜輸出還付税専用＞に明示した輸出日時に準ずる）から180日以内に、代理輸出証明書を署名発行した税務機関に輸出外貨受取核銷（消し込み）書（延べ払い外貨受取は除く）を提出しなければならない。代理輸出企業が期日とおりに輸出外貨受取核銷書を提出していないもの

は、または審査する際に輸出外貨受取核銷書に間違いがあるものは、代理輸出證明書を署名発行した稅務機關はすみやかに委託企業所在地の稅務機關に書面で通知しなければならない。委託企業所在地の稅務機關は当該貨物に対し国内販売と見なし税金を徵収する。

五、 進料加工を行っている生産企業は、税關が査定発行する「進料加工登記手册」を取得した後の次の増值稅納稅申告期限内に、主管の稅務機關に「生産企業進料加工登記申請表」の手続きを行わなければならない；原材料の輸入が発生した当月に主管の稅務機關に「生産企業進料加工における輸入原材料申告明細表」の手続きを行わなければならない；且つ主管の税關による核銷證明書を取得した後の次の増值稅納稅申告期限内に、主管の稅務機關に消し込み（中国語原文：核銷）の手続きの申請を行わなければならない。期限を超えて申請を行っていない企業に対し、稅務機關は「中華人民共和国稅收徵收管理法」第六十二条の関連する規定に基づき、処罰を行った後、関係する手続きを行う。

六、 企業が現物投資で輸出する設備及び部品（増值稅免稅・控除範囲の拡大政策を施行する企業が増值稅免稅・控除範囲の拡大政策の施行される前に購入した設備を含む）に対し、輸出還付（免）税政策を適用する。増值稅免稅・控除範囲の拡大政策を実行する企業が現物投資で輸出し、増值稅免稅・控除範囲の拡大政策の施行された後購入した設備及び部品に対しては、単独の還付税政策は適用せず、免除、控除、還付税の夫々の政策を実行する。

企業が現物投資で輸出する外部購入の設備及び部品は、購入した設備及び部品の増值稅専用インボイス（中国語原文：發票）で還付（免）税額を計算する；企業が現物投資で輸出し、且つ企業自身が使用した旧設備は、下記の公式に基づき還付（免）税額を計算する：

$$\text{還付税額} = \text{増值稅専用インボイスで列記した金額(税額を含まず)} \times \text{古い設備償却剩余価値} / \text{設備の原価} \times \text{適用還付税率}$$

$$\text{設備償却剩余価値} = \text{設備の原価} - \text{計上済み減価償却額}$$

現物投資で輸出し、企業自身が使用した旧設備について、企業は「中華人民共和国企業所得稅条例」で規定した、主管の稅務機關に提出し登録した償却年限に基づき、設備の償却を計上し、剩余価値を計算しなければならない。稅務機關が企業から、現物投資で輸出し、企業自身が使用した旧設備の増值稅還付申告を受取った後、「旧設備減価償却状況確認表」（添付文書）に転記し、且つ企業所得稅を管理している稅務機關に送付し、間違いのないことを確認した後、税金を還付する。

七、 外国政府借款及び国際金融組織借款を利用し国際入札方式を用い、国内企業

が落札した機電製品または外国企業が落札した後、国内企業に下請けで提供させた機電製品において、「外商投資項目の免税されない輸入商品目録」に記載された商品であるときは、税金は還付（免税）されない；その他の機電製品に対し、現行の関連する規定に基づき、税金の還付（免税）を行う。

- 八、 輸出企業は『国家稅務總局による「輸出貨物還付（免）稅管理弁法（試行）』の公布に関する通知』（国税発[2005]51号）の関連する規定に基づき、輸出還付（免）稅認定手続きを行う。輸出企業が認定手続きを行う前に既に輸出した貨物に対し、輸出還付稅申告期限の期限内に税金の還付を申告した場合、規定に基づき、税金の還付は批准される；輸出還付稅申告期間の期限を超えた場合、稅務機關はそれを国内販売と見なし徵稅する。
- 九、 本通知は2006年7月1日より施行する。施行日時は輸出貨物通關書に転記された輸出日時に準ずる。

添付文書：旧設備減価償却状況確認表

国家稅務總局
二〇〇六年七月十二日

添付文書

旧設備減価償却状況確認表

企業名称	輸出旧設備名 称	企業の申告によ る減価償却状況	徵稅機關による 査定した状況	備注
			(捺印)	